環 境 ま ち づ く り 方 針

様式2

平成 28 年 3 月 23 日
(2016 年)

吹 田 市 長　　あて

※注1
事業所

住所　東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター
氏名　吹田ロジスティック特定目的会社
取締役　松澤和浩　㊞
電話 (03) 6858 ― 2250

事業の名称	GLP吹田プロジェクト			
対象事業区域	吹田市　岸部南三丁目166番、184番6、184番8、184番10、196番1、201番1、201番4、205番1、213番、214番、215番、247番2、760番			
※注1 設計・代理者	住所　大阪市中央区本町四丁目1番13号 氏名　株式会社竹中工務店大阪一級建築士事務所 野口 元 電話 ( ) ― (担当者:)			
※注1 工事施工者	住所 氏名　(未定) 電話 ( ) ―			
事業予定期間	平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日 から 平成 29 年 (2017 年) 8 月 31 日 まで			
事業の規模		計画部分	既存部分	合計
	対象事業面積	75,135.27 ㎡	㎡	75,135.27 ㎡
	建築面積	42,427.20 ㎡	㎡	42,427.20 ㎡
	延べ面積	164,859.43 ㎡	㎡	164,859.43 ㎡
	最高の高さ	29.85 m	m	
	構造・階数	RC 造・一部 造		
		地上 4 階・地下 － 階		
事業の目的・内容	区分　☑ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 新設 □ 増設			
	□ 土地区画整理事業 □ 市街化再開発事業 □ 宅地造成 □ 開発行為事業(目的:) ☑ 建築物の新築又は増改築の事業 (□ 工場・事業場 □ 住宅・共同住宅(戸) □ 商業施設 □ 事務所 □ 公共的建築物 ☑ その他 (: 物流倉庫)) □ 駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業 □ その他 ( )			受付
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる			
添付書類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車輌通行ルート図 ・その他必要と認める図書			第 号

注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要（1）

事業者の環境方針	・事業を行う上で、全館LED照明の採用や太陽光発電システムを設置するプロジェクトの推進、周辺の緑化など環境に配慮したサステナブルな施設づくりを積極的に行います。 ・周辺環境との調和、CO2排出削減、エネルギーや水の使用量削減など地域との共存・共栄に取り組みます。

当該事業における環境まちづくり方針	・緑の街区形成（塀で囲まれた工場街区から緑で囲まれたまちなみ街区へ） ・緑のネットワークの形成（東側～南側の緑ある景観形成） ・都市型物流施設としての洗練されたランドマークとなる顔づくり（外観） ・環境配慮型施設の創造（LEED GOLD取得予定、自然エネルギーの有効活用） ・BCPに対応した（免震・非常用発電・井水）信頼ある安心、安全施設の創造 ・建物のPC化による現場作業の省力化、効率化を図る工法の採用

1. 実施率と主な実施内容

1－1. 工事中

実施率 100 **パーセント**

（小数点第2位以下切り捨て）

$$\frac{\text{実施する・一部実施するの項目数}}{\text{該当なしを除いた項目数}} = \frac{51}{51}$$

---：方針(案)，—：方針

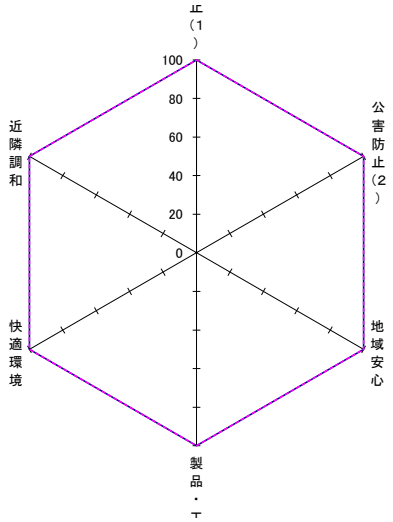

	公害防止（1）	公害防止（2）	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
方針	20	13	5	3	5	5
	20	13	5	3	5	5
方針（案）	20	13	5	3	5	5
	20	13	5	3	5	5

主な実施内容

・工事車両の空ぶかしを抑制するなど、周辺環境に配慮した搬出入計画とします。
・工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯に配慮して設定します。
・仮囲いの設置にあたっては、安全性を確保した上で、周辺に対する景観面にも配慮します。

環境まちづくりの概要(2)

1－2. 施設・設備等

実施率 97.2 **パーセント**　（小数点第2位以下切り捨て）

実施する・一部実施するの項目数 / **該当なしを除いた項目数** ＝ 36 / 37

---：方針(案)，—：方針

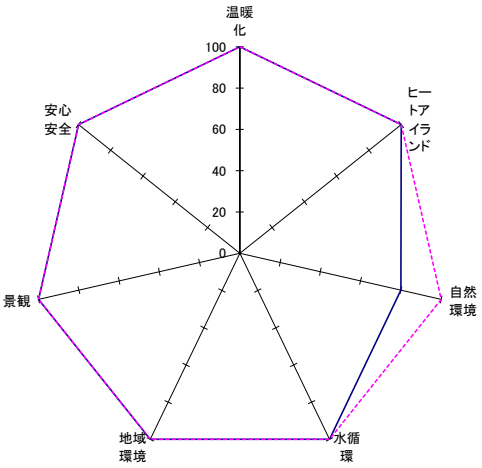

	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	9	1	4	3	11	5	3
	9	1	5	3	11	5	3

	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針（案）	9	1	6	3	11	5	3
	9	1	6	3	11	5	3

主な実施内容

(1)省エネルギー・低炭素なエネルギー技術の導入　CO2削減量 1498.5 t-CO2/年

導入内容　※(CO2換算が可能な設備に関して記載ください。)

・全館LED照明器具の採用（9,053台）
・全熱交換器の採用（約60%の熱交換率、約24%空調負荷の低減）
・超節水型器具の採用（大便器＝4.8L洗浄器具、48台）
・太陽光などの再生可能エネルギーの活用（太陽光出力2.4MW）
・中央車路に縦ダクトを設け、重力換気を利用した省エネで倉庫と中央車路環境の快適化を図る。

(2)緑地面積　緑化率 19.8 %　条例基準分 12.0 %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

駐車場緑化 130㎡(建物南側来客用駐車場10台分)

(3)雨水利用　雨水貯留量 3150.0 t　うち雨水利用量 0.0 t

利用目的　【□ 植栽水やり □ トイレの流し水 □ 洗車 □ その他 (　　)

(4)上記以外の主な実施内容

・環境性能指標にLEED GOLD取得を目指します。
・東側緑地帯は緩やかな起伏を設け、建物の圧迫感低減と空への視界が広がる緑化計画を行います。
・災害に強い施設づくりとして、基礎免震構造を採用します。
・災害に強い施設づくりとして、非常用発電機を設置します。
・災害に強い施設づくりとして、緊急時の井水利用をします。
・PC化により基本構造の耐久性を高め、長寿命の建物を施工します。(200年建物)

環境まちづくりの概要（3）

2. 方針（案）からの変更箇所（変更箇所があれば記入してください。）

項目番号	修正前のチェック内容	⇨	修正後のチェック内容
71	実施する	⇨	実施しない
72	実施する	⇨	該当なし
92	該当なし	⇨	実施する
93	実施する	⇨	該当なし
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	
		⇨	

3. その他（本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。）

・施設に出入りする車両について低公害型車両を利用するよう、入居テナント事業者に対して積極的に働きかけます。
・倉庫内での使用機材は低公害型車両を使用するよう入居テナント事業者に対して積極的に働きかけます。
・浄化槽の処理排水を施設の中水に再利用し、水資源の施設内循環を図ります。

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

	取組事項	実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害の防止します。			
建設機械			
1	低公害型建設機械の使用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	低排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)を使用します。
3	アイドリングの禁止	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4	環境に配慮した運転	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼動台数の抑制	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両			
8	低公害車の使用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。
10	工事関連車両の表示	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	工事関連車両であることを車両に表示します。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
13	工事関連車両台数の抑制	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15	タイヤ洗浄	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。

取組事項		実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
16	ドラム洗浄時の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両を場外に待機させません。
18	クラクションの使用抑制	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	クラクションの使用は必要最小限にします。
19	アイドリングの禁止	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法			
騒音・振動等			
21	防音シートなどの設置	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	遮音性の高い仮囲いや防音シートを設置します。
22	丁寧な作業	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん・アスベスト			
25	解体、掘削作業の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	解体、掘削作業などの際には、散水を十分に行います。
26	飛散防止対策	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	土砂などの堆積場で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。
27	アスベストの調査など	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☑ 該当なし	更地のため該当なし
28	アスベストの飛散防止措置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☑ 該当なし	更地のため該当なし
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下			
29	濁水や土砂の流出防止	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの適正管理及び処分	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
31	土壌汚染物資の拡散防止措置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☑ 該当なし	前土地所有者により土壌汚染対策法に基づく対策が実施済みの敷地であり土壌汚染はありません。 土壌汚染対策法及び条例に基づく手続きを実施します。

	取組事項	実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
32	地盤改良時の配慮	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
悪臭・廃棄物			
34	アスファルト溶解時の臭気対策	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
35	現地焼却の禁止	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
36	解体時の環境汚染対策	☐実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☑該当なし	更地のため該当なし
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
地域の安全安心に貢献します。			
38	地域との連携における事故の防止	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、適切に警備員を配置し事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
42	地域の防犯活動への参加	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
環境に配慮した製品及び工法を採用します。			
省エネルギー			
43	エネルギー消費の抑制	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	エネルギー効率のよい機器の導入などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源			
44	残土発生の抑制	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。
45	廃棄物の減量	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。
快適な環境づくりに貢献します。			
景観			
46	仮囲い設置時の配慮	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。

取組事項		実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
47	仮設トイレ設置時の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺の環境美化			
48	周辺道路の清掃	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
49	場内整理	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和			
50	打ち水	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夏期において水道水以外の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち水を行います。
地域との調和を図ります。			
工事説明・苦情対応			
51	工事内容の事前説明及び周知	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施も適宜、現況と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。
52	苦情対応	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮			
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田東小学校などに対して工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
54	騒音、振動などの配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田東小学校などに対して騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。
周辺の事業者との調整			
55	複合的な環境影響の抑制	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

	取組事項	実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。			
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努めるとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示します。 CASBEE A取得、LEED GOLD取得を目指します。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	・全館LED照明器具の採用（9,053台） ・全熱交換器の採用（約60%の熱交換率、約24%空調負荷の低減） ・超節水型器具の採用（大便器＝4.8L洗浄器具、48台） ・太陽光などの再生可能エネルギーの活用（太陽光出力2.4MW）
58	再生可能エネルギーの活用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	太陽光（2.4MW）の再生可能エネルギーを活用します。
59	エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	・全熱交換器の採用（約60%の熱交換率、約24%空調負荷の低減）
60	冷媒漏えい（使用時排出）の防止	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備（空調機器、冷蔵冷凍庫など）を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい（使用時排出）が発生しないよう安全設計に配慮します。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	採光（事務室への自然採光）や通風性（中央車路の自然風を利用した換気）の考慮や断熱性能（倉庫含む断熱サンドイッチパネルの採用）を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。
62	長寿命な建築物の施工	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	PC化により基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。（200年建物）
63	環境に配慮した製品の採用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	リサイクル製品などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。吹田市の廃溶融スラグ入りの材料（広場の舗装：ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ）を利用します。
64	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	高炉セメント（ECMセメント）など、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。 吹田市の廃溶融スラグ入りの材料を利用します（広場の舗装：ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ）。
ヒートアイランド対策を行います。			
65	ヒートアイランド対策	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	敷地に条例基準値（12%）を超える十分な緑地を設け（19.8%確保）、駐車場の緑化を図り、舗装範囲を最低限の舗装範囲としヒートアイランド対策を行います。 屋根面に太陽光パネルを設置し、屋根面の蓄熱低減を図ります。
自然環境を保全し、みどりを確保します。			
66	動植物の生息や生育への配慮	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	敷地周辺の自然環境を考慮して、植物の生息や生育環境に配慮し、緑化計画を実施します。
67	地域のシンボルツリーの保全	☐実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☑該当なし	更地のため該当なし
68	既存の植生の保全	☐実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☑該当なし	更地のため該当なし
69	生物の生息空間の保全	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	東側に連続した緑地帯を設け、建物の圧迫感低減と空への視界が広がる緑化計画を行うことで、生物の生育空間の保全に努めます。
70	駐車場緑化	☑実施する ☐一部実施する ☐実施しない ☐該当なし	駐車場緑化 130㎡（建物南側来客用駐車場10台分）を行います。

	取組事項	実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
71	屋上緑化など	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☑ 実施しない ☐ 該当なし	屋上は太陽光パネルを設置します。 壁面緑化は倉庫業法の規制への対応が困難なため実施しません。
72	法面緑化	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☑ 該当なし	法面は生じません。
73	植栽樹種の選定	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環を確保します。			
74	水資源の有効利用	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	災害時には便所の洗浄水などに井水を活用します。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留槽を設置します。(3,150t)また、雨水浸透桝を15箇所設置します。
76	雨水浸透への配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	東側の遊歩道や広場には透水性の舗装材(ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ)を採用します。
地域の生活環境を保全します。			
大気・騒音・振動等			
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空調機などの騒音を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
78	防音サッシの設置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☑ 該当なし	倉庫、民家側には窓を設けません。
79	駐車場の配置計画時の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の配置は住居に隣接しない計画とします。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口、廃棄物置場の位置などに配慮します。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☑ 該当なし	ボイラー、タービン、エンジンなどの機器の設置は無い。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
83	建築資材による光の影響の考慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築資材(ガラス、太陽光パネルなど)による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
84	環境に配慮した塗料の使用	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田東小学校に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。

	取組事項	実施の有無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)			
86	日照障害対策	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明します。また、できる限り軽減を図ります。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
88	電波障害発生時の改善対策	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
89	プライバシーの配慮	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
景観まちづくりに貢献します。			
90	地域への調和	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう色彩や形状に配慮します。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づき、色彩など配慮した計画と設計を行います。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☑ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアでないため。
93	景観形成地区指定の協議	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成地区指定について協議します。
94	景観形成基準の遵守	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
安心安全のまちづくりに貢献します。			
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	災害時の防災対策や緊急時に対応できるよう非常発電機等を導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	☑ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	防犯対策などに対応できるよう、セキュリティ設備、防犯カメラの設置、警備員の常駐により、安心安全に配慮した適切な整備を行います。

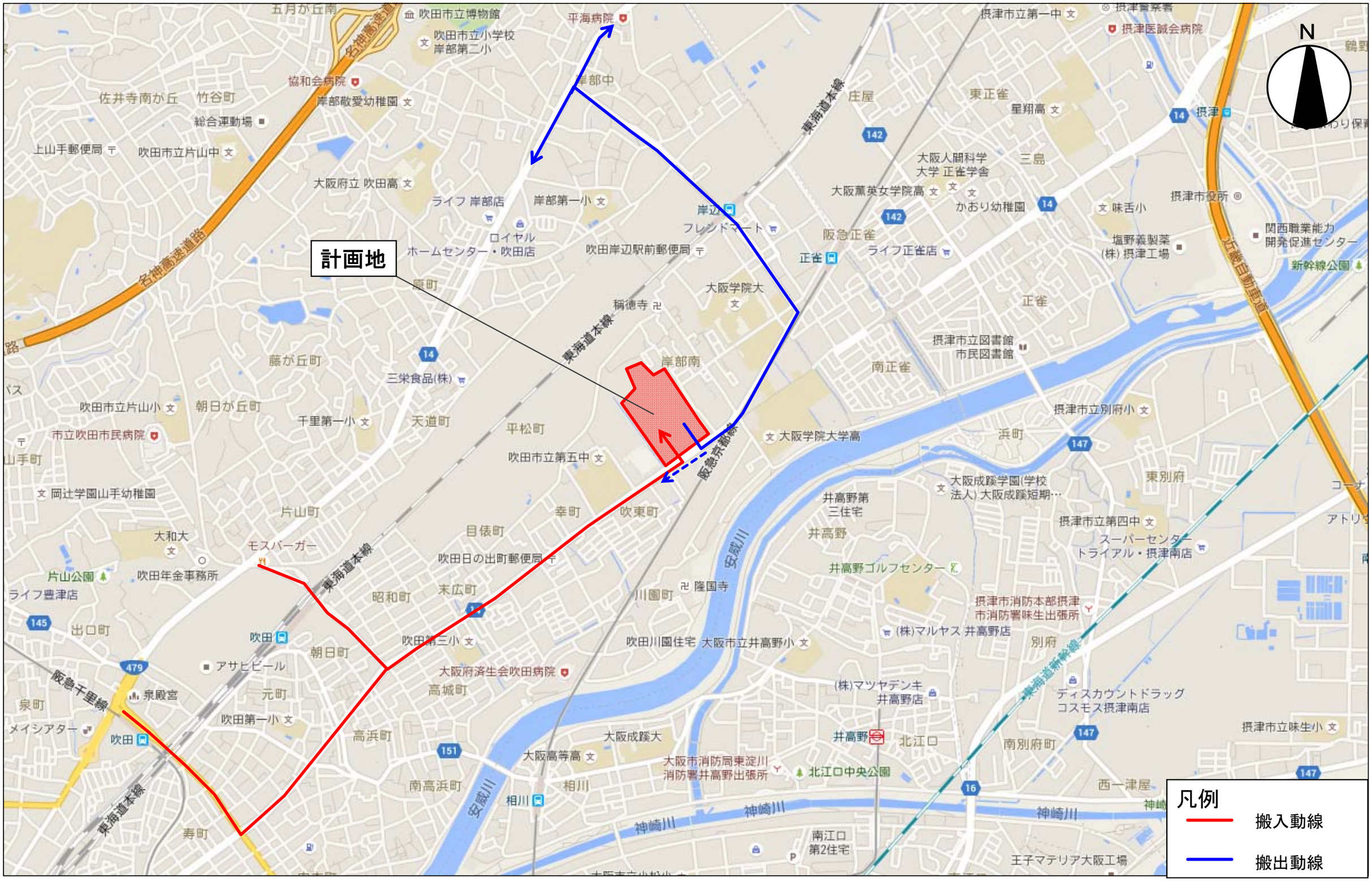

：工事車両の搬出動線について、周辺の道路交通状況によっては右折OUTで誘導します。